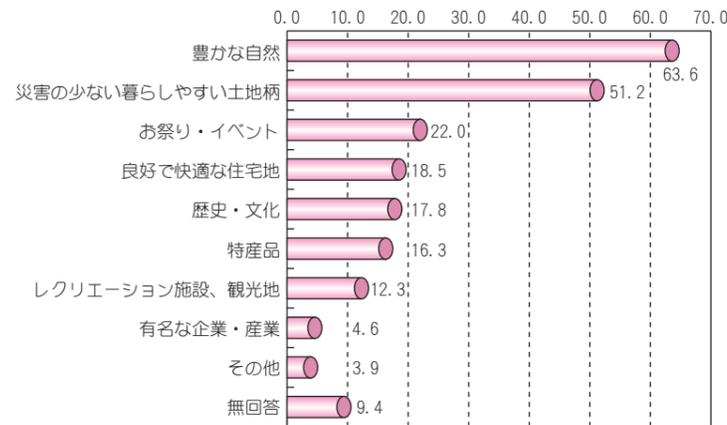


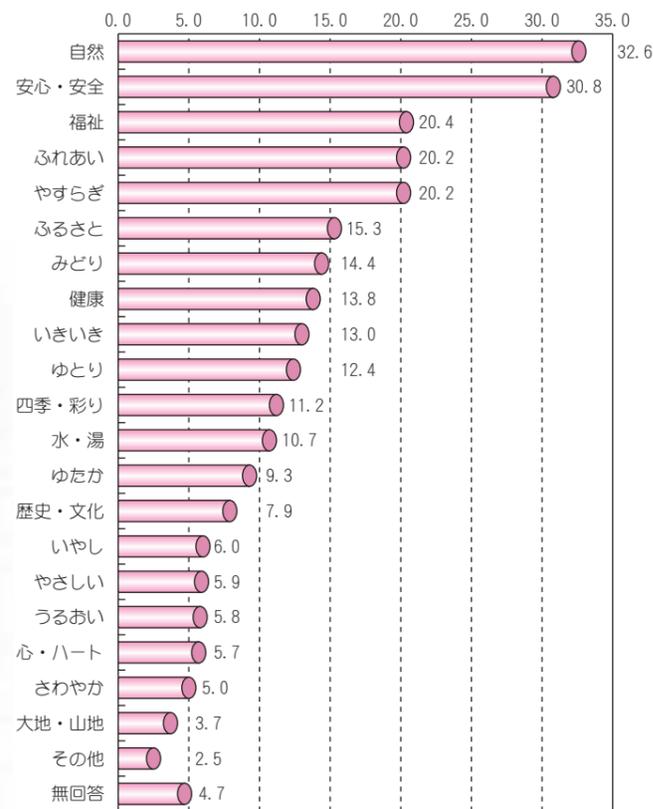
問9：あなたが現在お住まいの市町村の魅力や誇りに思う特性は何ですか。
(複数回答)

市町村の魅力や誇りについてみると、「豊かな自然」が最も多く63.6%、次いで「災害の少ない暮らしやすい土地柄」が51.2%となっています。



問10：新市の将来に期待するまちづくりの内容として、どのようなキーワード(言葉)がふさわしいと思いますか。
(複数回答)

新市まちづくりのキーワードとしては、「自然」が最も多く32.6%、次いで「安心・安全」が30.8%となっています。



第5回任意合併協議会の内容

日時 平成16年2月24日(火) 午後2時
場所 渋川市民会館 小ホール
出席委員 47名

協議事項

- 議案第13号 協議項目7「地方税の取扱いに関する事」(継続協議)
- 議案第20号 渋川地区市町村任意合併協議会小委員会規程
- 議案第21号 協議項目10「町名、字名の取扱いに関する事」
- 議案第22号 協議項目14「条例、例規等の取扱いに関する事」
- 議案第23号 協議項目22「介護保険事業の取扱いに関する事」
- 議案第24号 協議項目23「消防団の取扱いに関する事」
- 議案第25号 協議項目24-3「納税関係の取扱い」
- 議案第26号 協議項目24-6「広報広聴の取扱い」
- 議案第27号 「議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事」に係る協議方法について

地方税

8 都市計画税 【継続審議】

調整方針

- 税率については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、現行の税率を採用し不均一課税とし、それ以降の税率については、新市において調整する。
- 納期については、固定資産税の納期による。

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	新市
税率	0.3%	0.2%	該当なし				新市において調整
納期月	固定資産税と同じ		-				固定資産税と同じ

法人市民税と同様に一定期間現在の市町ごとに合併前の税率を適用し、不均一課税とします。(合併特例法第10条) その後は、新市において都市計画事業の実施状況を加味して調整することとなりました。

現在、課税されていない村の地域は、都市化の状況を見ながら都市計画区域を検討することとし、当面は課税を行わない方針となりました。

